

資料

ラドクリフ委員会報告に対する各国の論調

去る8月19日発表された英國のラドクリフ委員会報告に対する各國の論調は次の通りである。

1. 英 国

(1) フィナンシャル・タイムズ紙(8月20日社説)

ラドクリフ委員会の報告は、なんら大騒ぎをするようなものではない。金融制度の機能に関するすなおな常識的解決策は、過去8年間の経験に対する多くの観察者の意見を反映したものである。万能薬を提示しなかったことはニュース・ヴァリューを減少させたが、確かに長期的には大きな影響を与えるものである。もしその勧告が受け入れられるならば、将来金融政策がその効果を發揮することは疑いない。全体の経済政策の行なわれる環境は一変しており、報告はその結論において、各目的のもつ重要度は本質的には政治的判断の問題であり、それゆえに金融政策および金融当局は政治的指示に従わねばならないと述べている。シティには全部ではないにしても、金融当局がひとり超然として自己の技術的な仕事を平穡に行なっていることのできた時代にあこがれている人々も多いが、委員会の結論は、事実上すでに従来から承認されていたところのものである。

金融政策の基礎となるべき原則については、委員会は再び現在の生活が過去よりはるかに複雑であることを強調している。発達した経済においては、マネー・サプライは流動性の一般的なパターンとしての重要な一面にすぎない。金融政策は主としてマネー・サプライに対する効果によらないで、流動性のパターンに対する影響を通じて需要に影響を与えねばならない。それには主要な金融機関の慣習についての詳細な知識が前提とされる。国債残高の増加はそれ自体流動性に影響を与えるすぐれた武器である(委員会は実際に、国債管理が現在中央銀行の基本的な国内業務になって

いることを示唆している)。また金利の操作が、正常な条件のもとにおける金融政策の主要な武器として提案されている。適切な資料が不足しているので委員会は重要な細かい点まで満足させることはできないが、これは大部分のエコノミストが同意すると思われる処方箋である。

金融政策が従属的な立場にあるという主張についてはあまり論争の余地はない。過去数年の経験は、金融政策がそれ自体では十分に経済を統制しえないことを多くの例をもって立証した。事実金融政策の支持者が、どのような喚声をあげようとも、一つだけの統制手段に依存しようと夢みる政府は現在では存在しないだろう。社会が財政、金融および直接統制のさまざまな混合政策を受け入れねばならないという委員会の主張および一つの政策を他の政策に優先させる考え方を委員会がとらなかつたことなどは、一般的な支持を得るだろう。

ささいな点であるが委員会の勧告に同意できない点が一つある。公定歩合の変更は明らかに大蔵大臣の責任とすべきであるという提案は、なんら実質的意味があるものとは思われない。このような形式の変更が外国の批評家の目に映じた英蘭銀行の立場にどのような影響を与えるにせよ、公定歩合の変更に全然似つかわしくない莊厳さをまとわせることになることは疑いない。その変更がその時の情勢によって英蘭銀行か大蔵大臣のどちらかによって発表されるという現在の制度は、推賞できる点も多い。金融政策の調整を勧告する常任委員会を設置するという提案は、報告が現在行なわれている連絡会議の適切性を考慮していないので、手放して承認するわけにはゆかない。しかし金融政策が現在ではきわめて特殊な利害よりもむしろ一般的な利害のために行なわれることは疑いの余地はない。常任委員会はまた英蘭銀行の非常

勤理事を苦境におとしいれる可能性を除くであろう。委員会は非常勤理事を存続させることに賛成している。しかし、しばしば論議された理事会の構成を拡大することについては、どうしたわけかほとんどふれていない。

報告でおそらく一番ひんぱんに取り扱っている問題は、もっと多くの資料、研究、討議が必要であるとしていることである。委員会は過去の金融政策を適切に検討するには十分な情報を得られなかつた。まして委員会はその勧告している精緻な金利操作を将来の正常な金融政策の武器として取り上げるには従来の資料ではさらに不十分であろう。

英蘭銀行における強力な調査局の設立、適切な資料の収集、政策の研究、大蔵省との職員の交流、部外者の登用、新たに公開、議論することを重視すること——これらの提案によって環境の変化に応じた金融政策の実施を可能ならしめるような新鮮にして爽快なふんい気を作りだすことができるのであって、この報告の価値は、その主張が明快な原理や公平な見解、そして適切な資料に基づいて行なわれている点に存する。その影響は委員会が万能薬の探究に精力を浪費した場合よりもより大なるものがあるであろう。

(2) ハロッドの見解（フィナンシャル・タイムス紙 8月21日）

ラドクリフ委員会報告は貴重な知識の宝庫であり、将来も長くそうであろう。この報告書は、その最も強力な勧告、すなわち英蘭銀行によるヨリ十分な報告とヨリ広範な金融統計に対する勧告が、望まれる通り履行されるならば、間接的にもわれわれの知識を増進させるのに役立つであろう。

さらに、報告書は賢明で中庸を得ている。それは政策を行なわねばならない人が直面する問題について精緻な理解を示すものである。報告書はこれまで論争のテーマであった問題を研究し、バランスのとれた見解を示している。それは、経済成長を経済政策の特別の目的として認めることやそ

の他の諸点において、その近代的性格を示している。金融政策は経済政策の最も強力な武器ではないという見解——場合によっては、おそらく懐疑論者に対して多すぎるくらいの弾薬を与えることになろう——をとっているようであるがそれでもなお金融政策の重要性を支持している。報告書のおもな弱点は、確固たる理論的根拠に基づいていないということである。もちろん、単純化しそうな理論には危険が伴う。ラドクリフ報告は、英國の制度の複雑性、精緻性ならびに特異性を十分承知している。しかしながら、理論がなければ、個々の状勢分析がいかに注意深く、かつ随所にみられるごとく精密な調査とアシケートに基づいて行なわれている時でさえ説得力を欠くものである。

一例をあげれば、マネー・サプライは重要な要素とはみなされていない。最も重要な箇所では、報告書はその代りに「全流動性ポジション」の概念を導入している。これはどこにも正確に定義されていない。また流動性ポジションの決定要因の厳密な分析もない。

報告書は、金利の変更は投資決定に直接大きな影響を与えないが、「全流動性ポジション」に影響を与えるには役立つとしている。しかもこれは「金融政策」(monetary action) によって影響されるといながら、しかもマネー・サプライは重要でないといっている。

金利の決定要因および当局が金利あるいは全流動性ポジションに影響を与える政策メカニズム（「金融政策」）についての厳密な分析が行なわれていない。伝統的（しかもヨリ近代的）理論は通貨量が全流動性ポジションに大きな影響を与え、そしてとにかく短期金利にも影響を与えるものとしている。もしこの理論が全部放棄されるならば、これらの要素の相互作用についての徹底的な代りの説明を必要とする。

理論から実際に移ろう。ずっと以前には、通貨量は中央銀行の定める「現金ベース」(cash basis) の量によって決定された。中央銀行は、多少厳密

な現金比率を預金銀行が遵守することを通じて、経済界に流通する預金量（通貨量）を決定した。

ところが戦争以来ある面では、英蘭銀行は「現金ベース」の大きさに関してむしろ受動的な立場に立たねばならなくなつた。

報告書は次のように述べている。「戦後期には現金供給を制限することによって銀行の資金ポジションを操作しようと試みられなかった（この場合、前後の関係から銀行券でなくて「現金ベース」を意味せねばならない）。預金銀行は現金比率を1946年以来課せられた8%ルールに合わせるために必要なものを常に自動的に供給されてきた。これは重大な事柄である。ある意味では英國の金融組織がさか立ちしていることを意味する。銀行預金の総量が現金ベースを決定しその逆ではないというからには、いったい近代的背景においていかなる諸要素が銀行預金の総量を決定するものであるかを解明してもらいたかった。おそらく、英國の金融制度は停泊地を失って漂流するのではなかろうか。

2. 米 国

(1) ビジネス・ウイーク誌（8月29日論説）

1957年に、アイゼンハウア大統領は議会に対して、米国の金融制度および通貨、信用の調節の問題につき全面的な調査を行なうための超党派委員会の設置を要請した。この提案は政治問題化し議会はこれを拒否した。ほぼ同じころに、ほぼ同様の多くの問題に直面していた英國は、金融制度を再検討するため、ラドクリフ卿を委員長とする9人の委員会を設置した。このラドクリフ委員会がこのほど、英國のみならず米国人をも驚かすような結論を含んだ報告書を公表したのである。

米国と英國の金融制度の間に大きな相違があることはいうまでもないが、安定的な経済成長を目的としている点では、基本的に同じである。委員会は、金融政策がこの目的を達成するにあたり重要な役割を果たしうるとの結論に到達したが、金

融政策の手段のみに全面的に依存することは誤りであると指摘している。

さらに、金融政策は通貨量に影響を及ぼすことには主たる関心をおくべきではない。かかる政策の効果は銀行信用に対する代用物および代替手段が存在するような時代においては限定されたものである。そして、国債管理政策は経済安定の鍵を握るものであり、中央銀行はその政策立案にあたりこの点を無視すべきでないとしている。

報告はまた、中央銀行の独立性というやっかいな問題を取り組んでいる。報告は、中央銀行の独立性を最もよく保持する方法は、中央銀行を政治的圧力に対して免疫的たらしめることであると述べ、金融政策が全般的な経済政策の一部であるべきである以上、政策の統一性は、選挙民に最終的責任を有する政府の手によつて保たれねばならないとしていわゆる中央銀行の独立性を強く否定している。要するに、ラドクリフ委員会は、中央銀行が選挙によってつくられた政府の全般的な経済政策の目的から逸脱するような政策を追究することは許されないと強調している。

これらの諸提案は、多くの米国の事業家やエコノミストには大きなショックを与えるであろう。かれらは、連邦準備制度は、たとえそれが財務省と全く反対の目的を追究することになるとしても、あらゆる点において財務省から独立しているべきであるという考え方慣れているのである。しかし、このショックはある意味で健全なものであるかもしれない。

ラドクリフ委員会の処方箋は、明らかに、米国の制度に適用することは不可能である。それは国債の管理者と金融政策の主体の両者を兼ねる大蔵大臣がいつでも説明のために議会に呼ばれるという英國流の議院内閣制のもとにおいてのみ、機能するように仕組まれたものである。

しかしながら、英國がわれわれ米国とは全く異なる方向をとりうるという事実は、米国の金融制度と金融政策をもう一度丹念に検討してみる必要のあることを示しているものといえよう。大統

領に対してその包括的調査の要請を再び行なうよう促すべきであり、議会に対しても、かかる計画を第1番に始めるよう説得すべきである。

(2) ジャーナル・オブ・コマース紙（8月26日社説）

金融政策は、選挙民に責任を負う政府によって決定さるべきか、それとも政治的影響から独立した専門家によって決めらるべきものであろうか。これは英國の金融制度を調査したラドクリフ委員会が掲げた基本的な問題点である。委員会は、選挙に基づく政府が経済安定の鍵を握る金融政策を決定すべきであると結論した。そして、連邦準備制度の独立性に関し、かつて活発な論争が行なわれたことからみれば、ラドクリフ委員会の結論のうちで、この点が、米国において最大の注目を引くものであるとしても不思議ではない。

だれが金融政策を決定すべきかが重要な問題となったのは、ごく近年のことである。というのは、この20年間になってはじめて金融政策が経済活動の過度の上昇と下降を規制する手段として重要性をもつに至ったからである。かくて、中央銀行政策がもともと銀行家の領域であったにもかかわらず、今日では、その重要性が増大してきたがゆえに、これを銀行家の手に残しておくべきか、または政府の手に任せすべきかについて、疑問を生ずる傾向が強くなったのである。

金融政策が選挙民に責任を負う政府によって決定さるべきであるとする議論には、妥当性がないわけではない。というのは、金融引締め政策が大きな政治的問題となるに至った事が、いかに基本的な金融政策が経済全体に大きな影響を与えていたかを示しているからである。そこで、連邦準備制度のいわゆる相対的独立性、すなわち連邦準備制度が外部からの影響を最小限にとどめ、経済の最善の利益に奉仕するとみずから信ずる方法で金融政策を決定しうるということについて、疑問をもつ米国内の論者に対して、一言しなければならないわけである。

連銀当局が独立性を許されるべき理由については、連銀当局がその独立性をかち得た歴史が最も

よく示すものと思われる。第2次大戦中から1951年に至るまで、連銀当局は財務省の希望と国債管理上の必要とに明らかに奉仕してきた。そして、連銀当局は次のような相互了解を通じてその独立性をかち得たのである。すなわち、中央銀行が通貨価値の安定と健全な経済成長以外の特定の目的に奉仕せしめられるときは、景気変動をコントロールし経済全体の最善の利益に資することは明らかに不可能であるとの了解がそれである。事実、当時においては、連銀は、中央銀行の政策に対する外部からの統制はうまくゆくものではないとの理由から、独立性を与えられたのであって、この点については問題はなかった。連銀当局に対する外部的統制が失敗であったがゆえに、連銀の独立性が与えられたのである。

連銀は1951年に独立性をかち得たけれども、今日では独立性の問題は学問上の論争でなく、むしろ、長期国債金利の法定限度の撤廃を議会が拒否するとか、金融引締め政策が経済を締めつけすぎるという政治的非難が行なわれるとかなどの形で、より多く問題になっているようである。

しかしながら、その後の状況が、金融政策を再び外部の統制に従わせることを正当化するに十分なほど、変化したのではないことは確かである。なぜなら、金融政策は極端に複雑な問題であって、米国ではあまり十分に理解されておらず、また金融政策は長期的な意味をもっているからである。さらに、もし金融政策が議会の統制に服せしめられるならば、立法府と行政府の分立している米国では（英國の場合と異なる）問題はかえってむずかしくなるであろう。議会がなんらかの重要な決定をした場合に（金利限度撤廃の問題で明らかなどく）、政府や財務省は、その決定がもたらす困難な点を無視してまでもそれを実行することに気乗りしない場合もあるからである。

中央銀行の政策を政治的に統制するというラドクリフ委員会の結論がいかに英國には妥当しようとも、それは米国に単純に適用しうることではないのである。

3. カナダ

フィナンシャル・ポスト紙（8月29日解説記事）

(1) カナダの金融制度は本来英國に範をとつたものであるが、現在の英國の諸条件および政策のやり方はカナダとは全く異なる点が多い。したがってラドクリフ委員会の結論は十分の時間と検討を経て到達したものであるけれども、その多くはカナダで一般に行なわれている考え方によらしてみると必ずしも正しいものではない。ただ、本報告は現在カナダが同じように直面している金融上の問題点——特に中央銀行と政府との関係、金利政策の効果、通貨量の統制、銀行その他金融機関の役割など——についてこれを解明したものであり、この意味において、きわめて話題に富むもの（topical）ではあるが、しかし、それはカナダにとってはむしろ波乱をもたらすもの（disturbing）であろう。

(2) カナダの現状と対比して問題となる点は次の通り。

イ、中央銀行と政府の関係——報告では、中央銀行は政府の支出増大圧力に対し通貨価値の安定を守る番犬であるという考え方（カナダで一般に行なわれている考え方）を完全に否定している。

ロ、金融政策と直接統制——報告では、金融政策は、総需要に影響を及ぼす三つの主要な政策（金融政策、財政政策、直接統制）のうちの一つにすぎず、単独では効果が少ないとされているが、この結論は、今年の夏行なわれたカナダの上院歳入委員会（Senate finance committee）の公聴会における結論——金融政策に対する信頼を確認したもの——と鋭く対立する点である。この公聴会では、金融政策は特にインフレーションを克服する武器として有効であるとされている。

ハ、政策の中心としての金利政策について——報告は、通貨量の規制よりも金利体系が金融政策の中心であるとしているが、これはカナダの

一般的見解とは著しく異なるものがある。カナダでは通貨量の規制に重点がおかれており、事実カナダ銀行は金利を「コントロール」するという考え方にはしばしば反対している。

(3) 主要な金融上の領域で英國とカナダと相違する点は次の通り。

イ、金融政策——カナダ銀行は、事実上自己の権限内において健全金融政策を遂行しうる（中央銀行と政府が対立した場合には総督が最終決定権を持つのみ）が、英國では大蔵大臣の権限下におかれる。また、英蘭銀行は国債管理の責任を与えられているが、カナダ銀行は大蔵大臣の代理者として行動するだけである（助言は行なっている）。

ロ、金融市場——その歴史の長さにおいて異なり、また英國には割引市場という特異な市場があることや、シンジケート入札の仕組みなどもカナダと異なる。

ハ、銀行貸出の規制——現金比率は両国とも8%であるが、流動資産比率は英國では30%であるのに対しカナダは15%である。15%で十分な理由は、①カナダの銀行は個人の貯蓄預金勘定の比率が高いこと、②英國では不安定な多額の外国預金を擁することなどにある。

ニ、公定歩合——英國では、一定の水準に定めて適宜変更し、これにシグナルとしての心理的効果をもたせているが、カナダではT Bレートにリンクし（T Bレートの1/4%高）、シグナルとしての意義を否定している。

4. 西ドイツ

(1) 8月20、21日の西ドイツ各紙はいずれもロンドンレスポンデントからのきわめて簡単な報告を小さく取り扱つたにすぎず、注目すべきコメントを付したものはみられなかったが、フランクフルター・アルゲマイネ紙は「英蘭銀行は助言するのみ」（Bank von England soll nur beraten）との表題を掲げており、ブンデスバンクの現状と比較しての同報告の特異性が西ドイツでいかに受

け取られたかの一端が示されている。

(2) 「フォルクスヴィルト」8月29日号（週刊経済雑誌）は、経済評論家ローター・フィリップスの手になる「ロンドンシティのヴェールは取られた (Entschleierung der Londner City)」と題する解説記事を掲げたが、フィリップスは同報告のおもな意義を第1にロンドンの金融機構、特にシティにおける英蘭銀行と市中金融機関の関係を明らかにしたこと、第2にきわめて立場の異なつた多くの委員間において完全な意見の一致のもとに発表されたことの2点においている。

この反面、政策的勧告については、今後の政治経済の批判を得てその当否が明らかにさるべきものとしてなんらのコメントをも付さず、むしろ英國における今後の論議の材料たる点を強調している。

各委員の意見一致という点に意義がおかれているのは、それが報告自体に含まれる幾多の矛盾、妥協を説明するものであるという関連においてであり、マクミラン報告が当時多数意見の同意のみによって発表された点と比較された。

いずれにしても西ドイツにおいて同報告の改革的提言、特に大蔵大臣の権限、常任委員会などに対する提言について注目すべき批判が見当らない

のは、西ドイツにおいて（銀行監督制度を除き）現在特に金融制度問題が論議の対象となっていないことによるものであるが、西ドイツ国民が、戦後レンダーバンクおよびブンデスバンクによつてその高度の独立性のもとに達成されてきた金融政策の輝かしい成果から、自国の金融制度に全幅の信頼をおいていることの反映にはかならぬものといえよう。

5. フ ラ ン ス

フランスでは、この報告はほとんど黙殺されたかたちで、わずかに日刊経済紙アジャンス・エコノミック・エ・フィナンシエール（8月21日）の海外欄、ならびに週刊経済紙ラ・ヴィ・フランセーズ（8月21日）の金・為替欄に簡単な解説が載せられたにすぎない。

すなわち、ラ・ヴィ・フランセーズ紙は「金融組織についての報告」との表題のもとに「英國の金融組織の若干の改革が、1957年政府によつて設置された独立の委員会によって勧告され、本日その報告が公表された。しかしながらこれらの勧告は、予想よりも穏健なものであつた (moins radicales que prévues)。」と述べている。